解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年四月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十一日

神奈川県南足柄市関本六一一番地一

医療法人博真会

清算人　矢後　貢

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年四月九日の理事会決議により解散決議を行い、平成二十九年三月十四日社会福祉法人解散認可によって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。尚、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十一日

埼玉県秩父市寺尾一九四〇番地

社会福祉法人あすなろ会

清算人　吉野　哲央

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年四月二十日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十九年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十一日

大阪市中央区本町四丁目五番一六号本町華東ビル

医療法人清樹会

清算人　中村　吉治

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年三月二十八日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十一日

兵庫県加古川市加古川町篠原町一三番地の四

加古川市寺家町周辺地区防災街区整備事業組合

代表清算人　貴傳名　慧

解散公告（第三回）

田ケ谷中央土地改良区は、平成二十九年四月七日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十一日

静岡県菊川市堀之内六一番地

田ケ谷中央土地改良区

清算人代表　山本　勝己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県下北郡大間町大字奥戸字向町九〇番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山本　鐵則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十一日

青森県むつ市中央二丁目一三番一二号　大谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大谷　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市大湊新町九九番地、最後の住所青森県むつ市大字田名部字土手内七四番地一九八

被相続人　亡　祐川　寛明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十一日

青森県むつ市中央二丁目一三番一二号　大谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大谷　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市大字野尻字今田四六番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　八木橋喜代美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十一日

事務所青森市新町二丁目六番一八号中新町ビル四階松本史晴法律事務所

相続財産管理人　松本　史晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市江刺区岩谷堂字内ノ町一番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　俊二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十一日

岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町四二番地

相続財産管理人　弁護士　加藤　文郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県大崎市古川諏訪二丁目一二番、最後の住所宮城県大崎市諏訪二丁目一二番一五号

被相続人　亡　小山内勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十一日

仙台市青葉区本町一丁目九―五　五城ビル五階　アネスティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　勝田　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県坂東市辺田五五三番地、最後の住所茨城県坂東市辺田六五五番地三

被相続人　亡　小林　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十一日

茨城県下妻市下妻丁八〇番地二スワシルクハイツ一〇三号きぬの風法律事務所

相続財産管理人　弁護士　百目鬼明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市狭間町一四六四番地一、最後の住所東京都八王子市狭間町一四六四番地一　八王子狭間住宅一―六一一

被相続人　亡　川端　清隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十一日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階多摩八王子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市北区松浜みなと四二番、最後の住所新潟市北区松浜みなと四二番二七号三三

被相続人　亡　池田　仁美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十一日

新潟県新潟市中央区寄居町三三二番地一八新潟シティビル三階　弁護士法人新潟シティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩原　一馬

第16期決算公告

平成29年5月11日　千葉県松戸市八ケ崎二丁目8番地7

東京シティ物流株式会社

代表取締役　金田　睦夫

貸借対照表の要旨

（平成29年2月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	85,480	流動負債	42,223
固定資産	26,032	固定負債	33,606
有形固定資産	23,871	負債合計	75,829
投資その他の資産	2,161	株主資本	35,684
		資本金	20,000
		利益剰余金	15,684
		その他利益剰余金	15,684
		（うち当期純損失）	(3,980)
		純資産合計	35,684
資産合計	111,513	負債・純資産合計	111,513